

## 厚労省に要望書を配置5団体名で提出

定期意見交換会の継続的開催を表明

発行：日本置き薬協会 事務局

配置薬販売に関わる関係団体が3月10日、下記3通の書面を厚生労働省に手渡した。

ア. (一社) 全国配置薬協会、同日本置き薬協会、同日本配置販売業協会、同広島県配置医薬品連合会、北海道置き薬協会名による「要望書」は、

謹啓 平素から配置薬業の振興発展について、ご指導、ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。私ども配置販売業にかかる団体といたしましては、下記の事項を貴省にご要望申し上げます。又、本要望書に関し、今後、定期的な打ち合わせ会を催していただきたく、併せ、お願い申し上げます。謹白

1. 配置販売業特有の新資格制度の樹立
2. 新配置販売業における一般従事者の業務の拡大
3. 既存配置販売業者に課せられている一定水準の研修、講習に係る運用の実施
4. 医薬品の消費税非課税又は税率5%以内。

なお本文には「理由書」及び「店舗販売業と配置販売業の相違点」の文書が添付されているが省略する。

イ. 上記1と同じ団体名による無表題の書」は、

私ども配置販売業にかかる団体は、次の事項について合意し、各団体が衆知徹底を図り、今後とも優良な医薬品の提供や適切な情報提供に努め、これまで培ったお客様との長い間の信頼関係をより一層深め、国民の安心、安全な健康づくりに貢献して参ります。

- 1 伝統ある配置特有の販売方法に基づき、定期的な訪問を継続的に行います。
- 2 医薬品の配置期限に関し、徹底的に掌握し、顧客宅等に期限切れ医薬品が配置されないよう、事業者及び従事者と共に管理徹底します。
- 3 薬事法その他の関係法規の遵守を徹底し、お客様の信頼、信用を今後とも得られるよう、各人が、研修などを通じ、資質の向上に努めてまいります。

ウ. (一社) 日本置き薬協会、同日本配置販売業協会、同広島県配置医薬品連合会による「要望書」は、  
謹啓 平素から配置販売業の振興発展について、ご指導、ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。私ども団体といたしましては、平成27年3月10日付け要望書に付随して下記の事項を貴省にご要望申し上げます。謹白

記 既存配置販売業に認められている医薬品品目の拡大

各団体の主張を取り入れ、整合性ある内容への努力は払われたが、最大公約数となるものは限られている。しかし、定期的に情報交換の場を設営し、適宜、厚労省担当官を交えて各団体が協議に臨むとする第一歩となった。

本件に関するお問合せ先 日本置き薬協会 事務局

〒114-0023 東京都北区滝野川3-56-9

TEL. 03-5974-6227 FAX. 03-3917-9081

日 置 協